

介護保険

高齢者の暮らしを社会
みんなで支える仕組み

介護保険シリーズ⑦

地域支援事業

介護保険シリーズも今回が最終回です。今回は、運動器の機能向上などを行う地域支援事業についてお知らせします。地域支援事業は、要介護認定で「非該当（自立）」と判定された人や、地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気であるための様々なサービスを提供する事業です。



基本チェックリストによる調査

要介護認定されていない65歳以上の人を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかの調査を行います。

基本チェックリストの例
■バスや電車で1人で外出していますか？

■転倒に対する不安は大きいですか？

地域包括支援センターによる高齢者の状態把握

基本チェックリストの結果や、そのほかの情報をもとに、今後、介護や支援が必要となる可能性の高い人を選定します。

一般高齢者は 広報紙などで募集

元気な高齢者向けの介護予防教室などの募集を行います。

二次予防事業

今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者向けの運動などの教室に参加できます。

一次予防事業

元気な高齢者向けの介護予防教室などに参加できます。

介護保険制度

介護サービス（要介護1～5）

介護予防サービス（要支援1・2）

全国一律の基準が適用されます。

地域支援事業（自立）

介護・予防サービスと同様に介護保険制度のなかにある制度ですが、市町村の創意工夫が可能です。

二次予防事業

運動器の機能向上

筋力トレーニングやバランストレーニングなど

栄養改善

栄養改善のための、食材選びや調理方法などの指導

口腔機能の向上

義歯の手入れや咀嚼しく飲み込みの訓練法などの指導

閉じこもり、うつ、認知症の予防

運動などの各種教室への参加呼びかけやうつ、認知症に関する相談など

問合せ

介護保険制度に関する窓口

役場高齢者支援課介護保険係

☎295-2112

内線122

高齢者の総合相談窓口

毛呂山町地域包括支援センター

☎295-2112

内線156157

毛呂山歴史散歩 文化財シリーズ 239 現在に残る年中行事 「繭玉飾り」

私たちの暮らしのなかには、様々な季節の節目があります。2月の節分や3月の桃の節句などは、豆まきやひなまつりなどの行事（年中行事）として私たちにも馴染み深いものです。しかし、現在の生活ではあまり用いられなくなってしまう節目も数多くあります。そのなかの一つが「小正月」です。小正月は、1月15日または、14日から16日の間を指し、かつては男子が成人となる元服の儀が行われた日でした。また、女正月という女性たちの家事の労をねぎらう日でもありました。それとともに、小正月は、自然に携わる仕事において新しい年の豊穰を願う行事が執り行われる大事な日でした。そのため、各地には農耕にまつわる様々な年中行事が残っています。なかでも、毛呂山町など養蚕業が盛んな地域では「繭玉飾り」が広く行われていました。繭玉飾りとは、ナラやケヤキ、ミズ

キなどの木の枝に、繭に見立てた米粉の団子をたくさん飾りつけることで、その年の蚕の豊作を願うものです。そして、飾られた繭玉は縁起物として、集まった人たちに配られ、火で炙ったり、汁物に入れて食べたりしました。毛呂山町では昭和50年代まで、1月14日に家の座敷に挽き臼を台にした繭玉飾りを飾る家があったところであり、「オシラ様」や「繭玉祭り」と呼ばれて親しまれてきました。残念ながら養蚕業が衰退した今日では、繭玉飾りを目にする機会は少なくなってしまうました。しかし、長瀬地区の福正寺では、1月15日のお燈明の日に檀家の皆さんによって、今も毘沙門堂の前に繭玉飾りを飾りつけ、地域の風習を次の世代に伝えていきます。かつての毛呂山町の風景を現在に留めるこのような年中行事を探すことは、私たちの町を知るよい機会になるのかも知れません。



毘沙門堂の前に飾られた繭玉飾り
(長瀬 福正寺 毘沙門堂前にて)